

令和8年第1回町議会臨時会会議の経過（5月15日）

議 長 皆さん、こんにちは。ただいまから令和8年第1回山北町議会臨時会を開会いたします。（午前10時00分）

会議に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議より、議場内における出席者及び傍聴者の水分補給を認めるとともに、スマートフォン等の通信端末機器の持込みを可能といたしました。

水分補給に当たっては、飲料は水またはお茶に限定し、蓋つきの容器を使用するなど清潔の保持に御配慮をお願いいたします。

また、通信端末機器の使用に際しましては、電源を切るかマナーモードに設定し、撮影や録音、通話など、議事の妨げとなる行為は慎んでいただくようお願い申し上げます。

それでは、初めに、町長の挨拶を求めます。町長。

町 長 皆様、おはようございます。本日は令和8年第1回山北町議会臨時会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。開会に当たり一言御挨拶を述べさせていただきます。

初めに、新年度が始まり、ここで一月余りがたちましたが、山北駅周辺の桜並木が満開の中開催されましたやまきた桜まつりや、ソーラン山北よさこいフェスティバルには、町内外から多くの方々が訪れました。

私が町長として参加する桜まつりは、今回で最後となりますが、咲き誇る桜や華やかなイベントを楽しむ皆様の姿が見受けられ、感慨もひとしおでありました。

また、先月29日は、例年多くのハイカーや登山者でにぎわう大野山山開きを開催いたしました。当日は、山歩きシーズンを迎えた爽やかな気候のもと、多くの皆様に御参加いただき、山頂は大変なにぎわいでした。

議員の皆様におかれましては、やまきた桜まつりをはじめ、これらのイベントに御参加をいただき、改めて感謝申し上げます。

なお、5月17日には、登山者の安全を祈願する西丹沢山開きも開催いたしますので、こちらにつきましても議員の皆様のお越しをお待ちしております。

また、先月中旬には、本年度の重点事業を適正かつ効率的に実施するため、

私と関係所属長による主要事業推進会議を全課を対象に開催し、事業の推進方法の確認や課題の整理を行ったところでございます。

本年度におきましては、第6次総合計画の着実な推進を軸とし、子ども・子育て支援の充実やDX及びGXの推進を重点に置き、町一丸となり全力で取り組んでまいります。

さて、県におきましては、3月上旬時点で、神奈川の水がめとなる相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖、丹沢湖のダムの貯水率低下に伴い、30年ぶりに渇水対策本部を設置いたしました。5月の時点では、やや回復傾向にはありますが、依然として平年より低い状況であり、県では、引き続き節水を呼びかけておりますので、今後の貯水率の状況に注視していきたいと考えております。

一方、国際情勢に目を向けますと、2月末に発生した米国とイスラエルによるイラン攻撃の影響で、ホルムズ海峡の機雷封鎖と中東の緊張が極限に達し、エネルギー価格の急騰に加え、世界的なスタグフレーションのリスクが懸念され、IMFは世界経済の成長率を下方修正しております。

この影響で、国内におきましても、原油輸入の停滞により、エネルギーと原材料の価格が高騰し、特に石油化学産業や自動車産業が打撃を受けており、これらが国内の生活必需品や製品価格に転嫁し、国内の物価高騰に拍車をかけ、家計を逼迫させております。さらには、この紛争においては、多くの民間人が犠牲となっている状況も見られますので、一刻も早い中東紛争の平和的な終息を願っております。

さて、令和8年第1回山北町議会臨時会で御審議いただきます案件は、契約案件3件、報告案件4件の合計7件を提出させていただきましたので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

なお、全員協議会におきましては、山北町長選挙について、山北町下水道事業経営戦略の改定についての2件を御説明させていただき予定でございますので、よろしくようお願い申し上げます御挨拶といたします。

議長 臨時会の議会運営について、本日、午前10時より議会運営委員会を開催し、審議を行っておりますので、委員長より審査報告を求めます。

議席番号6番、大野徹也議会運営委員長。

6番大野 皆さん、こんにちは。それでは、議会運営委員会の審査報告を申し上げます

す。

本日、午前10時から役場401会議室において、委員6名、議長出席のもと、令和8年第1回臨時会の運営について審査しましたので、その結果を報告いたします。

提出議案は、お手元に配付されておりますように、報告案件4件、契約案件3件の計7件であります。

審議方法につきましては、本会議即決とし、会期は本日1日限りといたしました。

なお、本会議終了後に全員協議会を開催いたします。

以上で、議会運営委員会の審査報告を終わります。

議長 議会運営に対する委員長の審査報告が終わりましたので、臨時会の会期は委員長報告のとおり本1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

御異議がないので、会期は本日1日限りと決定いたしました。

会議録署名議員に議席番号2番 池谷仁宏議員、議席番号8番 府川輝夫議員の2名を指名いたします。

本日の議事日程はお手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、報告第3号 専決処分の承認について(山北町税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題といたします。提案者の説明を求めます。

町長。

町長 報告第3号 専決処分の承認について。

山北町税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年5月15日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い急施を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものです。

1ページお開きください。

専決処分書。

山北町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日。山北町長 湯川裕司。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長
町 民 税 務 課 長

町民税務課長。

山北町条例第19号、山北町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、御説明申し上げます。

初めに、今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が、令和8年3月31日に可決成立、同日交付、4月1日施行されるため、当町においても、山北町税条例の一部を改正する必要が生じたので、緊急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行いましたので、議会に報告し、承認を求めるものです。

今回の条例改正の概要は2点ございます。1点目は、3輪以上の軽自動車に課されていた環境性能割が廃止となり、軽自動車税に統一されたことによる改正。2点目は、固定資産税の課税標準の特例措置に関する適用条文の整理などの改正でございます。

3枚目をお開きください。

山北町税条例の一部を改正する条例。

山北町税条例の一部を次のように改正する。

内容につきましては新旧対照表にて説明させていただきます。新旧対照表を御覧ください。

第8条第1項は、種別割を軽自動車税へ改正。第28条は、環境性能割に関する規定を削除。関係法令の整理などを行うものでございます。

これ以降、第28条の2から第34条及び附則第15項から第22項までについて、それぞれ種別割を軽自動車税へ改正、関係法令の整備、環境性能割の条項分を削除するものでございます。

新旧対照表の8ページをお開きください。

附則第14項は、固定資産税の課税標準の特例措置について、関係法令の改正に伴う項ずれと課税標準額に乗ずる割合の改正でございます。

新旧対照表11ページをお開きください。

改正後の附則第16項及び第17項は、種別割を削除することに加え、軽自動車グリーン化特例の適用期間を令和10年3月31日までに改正し、営業用は次項で8年度分へ改正するものでございます。

それでは改正文へ戻っていただき、附則を御覧ください。

附則。施行期日。

第1項、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

固定資産税に関する経過措置。

第2項、別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の町条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第3項、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

軽自動車税に関する経過措置。

第4項、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

第5項、この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

第6項、令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、報告第3号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

ございませんか。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、報告第3号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員。よって、報告第3号は原案どおり承認されました。

日程第2、報告第4号 専決処分の承認について（山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。提案者の説明を求めます。

町長。

町長 報告第4号 専決処分の承認について。

山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年5月15日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、地方税法施行規則の改正に伴い、急施を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものです。

1ページお開きください。

専決処分書。

山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日。山北町長 湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 長 保険健康課長。

保険健康課長 それでは、報告第4号について御説明をさせていただきます。

3枚目をお開きください。

山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

初めに、条例改正の概要でございますが、地方税法施行規則の改正に伴い、引用に条ずれが生じたため改正させていただいたものでございます。具体的には、地方税法施行規則に第24条の30の5が新設されたことにより、産前産後期間の国保税の減額に係る規定である30の5が30の6に繰り下げられました。町国保税条例におきましても引用しているため、改正を行ったものでございます。

3月の議会の議案上程に間に合わなかったことと、法令に速やかに合わせる必要があったことから専決処分とさせていただきます。

それでは、新旧対照表で御説明をさせていただきます。

1枚おめくりください。

第15条第3項第1号中、地方税法施行規則第24条の30の5を地方税法施行規則第24条の30の6に改めたものでございます。

それでは、1枚お戻りください。

附則。この条例は、令和8年4月1日より施行する。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、報告第4号について、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、報告第4号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員。よって、報告第4号は原案どおり承認されました。

日程第3、報告第5号 専決処分の承認について。

山北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 報告第5号 専決処分の承認について。

山北町介護保険条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和8年5月15日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、令和8年度介護保険料について、前年度の非課税者に係る特例減免を実施するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものです。

1ページお開きください。

専決処分書。

山北町介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日。山北町長 湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは、報告第5号について御説明をさせていただきます。

3枚目をお開きください。

山北町介護保険条例の一部を改正する条例。

初めに、条例改正の概要でございますが、令和7年度地方税法改正により、給与所得控除額が従来の55万円から65万円に引き上げられた結果、10万円分多く収入を得ても住民税非課税となりますが、介護保険法施行令の改正により、今回の地方税法の改正にかかわらず、介護保険料の算定は課税者として扱うこととなりました。介護保険料の賦課計算に当たりましては、住民税課税者と非課税者では異なるため、町条例の改正により、介護保険法施行令では、課税者として扱うものであっても、住民税非課税者として取り扱う旨を改正したのになります。

3月の議会上程に間に合わなかったことと、速やかに法令に合わせる必要があったことから専決処分とさせていただいたものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

第14条中、地方税法の法令番号を括弧で加える改正となります。こちらは単に法令番号を加える改正となります。

1枚お戻りいただき改正文を御覧ください。

附則に、令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免を第10条として加えます。内容としましては、第1項と第2項は、地方税法の規定により住民税非課税となったものは、介護保険法施行令の規定にかかわらず、住民税非課税者として取り扱う旨を定めたものです。第3項は、申請の義務を要しない。すなわち町が税情報から判断をすることを定めたものです。

なお、この附則第10条は令和8年度限りとなります。

附則。この条例は、令和8年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、報告第5号について、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、報告第5号を採決いたします。
原案に賛成者は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員。よって、報告第5号は原案どおり承認されました。

日程第4、報告第6号 専決処分の承認について。

令和7年度山北町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 報告第6号 専決処分の承認について。

令和7年度山北町一般会計補正予算(第8号)について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年5月15日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、地方譲与税、地方交付税などの額の確定に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものです。

1ページお開きください。

専決処分書。

令和7年度山北町一般会計補正予算(第8号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日。山北町長 湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 それでは、報告第6号 令和7年度山北町一般会計補正予算(第8号)について御説明いたします。

今回の補正予算は、地方譲与税、地方交付税等の額の確定に伴うものなどを地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分したものでございます。

予算書の2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、2款地方譲与税から23款町債までで、補正額1億4,570万2,000円を増額するものでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款総務費及び13款予備費を歳入と同額で補正するものでございます。

下段の第2表、地方債補正でございます。

対象となる事業費の確定に伴い借入額を記載のとおり変更するものでございます。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式譲渡所得割交付金、6款法人事業税交付金、7款地方消費税交付金、8款ゴルフ場利用税交付金までは、それぞれ確定に伴う補正でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

10款環境性能割交付金、11款地方特例交付金につきましても確定によるものでございます。

12款地方交付税につきましては、特別交付税の確定により8,351万円の増額でございます。

13款交通安全対策特別交付金につきましても確定によるものでございます。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、7目総務費国庫補助金はデジタル田園都市国家構想交付金で事業費の確定によるものでございます。

17款県支出金、2項県補助金、10目市町村自治基盤強化総合補助金は確定による補正でございます。

19款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金は、使途の指定なくいただいた

寄附でございます。

23款町債につきましては12ページ、13ページをお願いいたします。

1項町債は、先ほど第2表、地方債補正で御説明いたしました各事業の事業費の確定などによりまして、土木債、教育債について補正するものでございます。

3、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費につきましては、今後の施設更新等に備えまして、簡易水道事業整備基金と公共施設整備基金にそれぞれ1億円の積立てを計上してございます。

13款予備費につきましては5,429万8,000円を減額するものでございます。

説明は以上です。

議 長 説明が終わりましたので、報告第6号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

8番、府川輝夫議員。

8番府川 今まで3号、4号、5号と全て専決処分されて、その内容も理解されるところで、何か大きく金額とか率等が変わるものではない。

そして、特に最初の報告については、3月31日に国のほうから決まって、8年度からやらなくてはいけないということで、専決はなるべく私、議員としてはいい方向だと思いませんが、そこは納得できるところであります。

しかしながら、現議案のですね、第6号の専決処分については、ここも中身がどうだこうだという疑義があるわけではありませんけれども、専決処分をした場合と専決処分でなく、今日、例えば議案として提出されて審議をするというやり方、結果的には専決処分をされたということで、説明も分からないわけではないんですけども。この辺のですね、専決処分をした場合、あるいはしなかった場合、この辺のですね、差異を説明いただきたいと思います。

議 長 財務課長。

財務課長 御質問いただきました専決処分した場合としない場合ということでございますけれども、こちらはですね、基本的には、歳入の予算につきましては基本的には安全を見て一般的に低めに歳入の予算は計上しております。万一ですね、入らなかった場合に困りますので。ですので年度末になりますと、基

本的には歳入の決算見込額が予算額をかなりオーバーしてまいります。その部分につきましてはですね、今回御覧いただきますとおり、その予算を上回っている部分を積上げてまいりますと、それなりの金額になってまいりますので、まず早めに、報告をさせていただく必要があるということで、年度末を超えた時点で、できるだけ早い段階で、報告をする必要があるということを考えております。

ここで専決処分しなかった場合はですね、そのまま繰越金が大きく予算以上に予算との乖離が、歳入予算につきましては予算との乖離が大きくなったまま決算を迎えて、それが前年度繰越金になるということで。前年度繰越金になりますと、いわゆる使い道のないお金になってまいりますので、それを避けるために今回はですね、この年度内に歳入の予算以上に大きくなりそうな部分につきましては、あらかじめこういった目的の基金に積立てるということで、ある程度自由を制限するというかですね。そのまま前年度繰越金にしまいますと、言葉悪いですけど何にでも使えるようになってしまうんですけども、その前に、町としてはこれだけ予算より大きくなりそうな見込みがもう出ましたので、そこにつきましては目的に沿った今後必要とされる事業に使えるような、ちゃんと使い道を決めた積立てをすることで、ある程度町の執行の抑制をかけるというところもありまして、毎年度このような形で補正予算を計上させ、専決処分です、もうその3月31日の時点で予算を歳入は大きくなりそうなことは大体見込まれますので、その部分については、ちゃんと目的に合わせた用途にある程度の使い方を。そうですね、何にでも使えるってわけではなくて、ちゃんと目的に沿った形で、もう3月31日の時点で、あらかじめ決めた上で決算を迎えるという形にしたほうがですね、町の財政の運営上好ましいというふうに考えておりまして、前もってこういう形の補正予算を専決でやらせていただいております。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、報告第6号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員。よって、報告第6号は原案どおり承認されました。
日程第5、議案第38号 令和8年度山北町立川村小学校B棟長寿命化改修
工事請負契約の締結についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。
町長。

町長 議案第38号 令和8年度山北町立川村小学校B棟長寿命化改修工事請負契
約の締結について。

令和8年度山北町立川村小学校B棟長寿命化改修工事の工事請負契約を次
のとおり締結するものとする。

1、契約の目的。令和8年度山北町立川村小学校B棟長寿命化改修工事。

2、契約の方法。一般競争入札。

3、契約金額。一金、契約額2億790万円（うち取引に係る消費税及び地
方消費税の額1,890万円）。

4、契約の相手。請負業者住所、足柄上郡山北町岸772番地2。請負業者
名、今泉建設株式会社。代表取締役社長、大野由貴光。

令和8年5月15日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、山北町立川村小学校B棟長寿命化改修工事の工
事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又
は処分に関する条例第2条の規定により提案するものです。

詳細についてはよろしくお願いたします。

議長 こども教育課長。

こども教育課長 それでは、議案第38号 令和8年度山北町立川村小学校B棟長寿命化改修
工事請負契約の締結についてを御説明いたします。

提案理由でございますが、予定価格が5,000万円以上の工事または製造の
請負については、議会の議決が必要となることから提案するものでございま
す。

本改修工事につきましては、令和8年度山北町立川村小学校B棟長寿命化改
修工事の一般競争入札を先月4月28日に行ったところ、1社の参加があり、
山北町に事業所があります今泉建設株式会社が2億790万円で落札されまし

た。

工期につきましては、本議会において御承認をいただき次第となりますが、本日、令和8年5月15日から令和9年3月19日まで。

工事概要につきましては、B棟屋上の防水工事、外壁全体の塗装、火災報知設備及び放送設備の交換、給排水管の更新、普通教室及び昇降口の改修、照明器具のLED化等、校舎全体の改修、設備の交換工事を施工するものです。

なお、現在、落札業者と仮契約を締結しておりまして、議会の議決後に本契約となるものです。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第38号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

1番、和田成功議員。

1番 和田 工期についてね、今御説明があったかと思うんですけど、来年、令和9年3月19日までといったところだと思うんですけど。世界情勢的に資材等の調達というのが、ちょっと難しい部分もあるのかなと思うんですけど。その辺についてはどういう感じでいくのか。工期がずれ込むのか、それともしっかりとこの工期内に納まるようになっているのか、その辺について御説明できればお願いします。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 ただいま御説明させていただきました工期につきましては、昨年の実施設計の中で今年、この後の議案になります空調工事の工事と併せて、同時に実施することを兼ね合わせた中で、工期のほうの設定をさせていただいておりました。

ただですね、今御指摘にありますように、中東情勢の影響が現在出ておりまして、直近で、仮契約中の事業者を確認したところ、屋上の防水などのウレタン塗料の希釈溶剤のシンナーや給排水の更新で使います塩化ビニール管、塩ビ管ですね。こちらについては既に品薄になってきており、影響が出ているということです。今後供給が細くなり、さらに高騰する場合、入手が困難となり、最悪の場合、入手ができなくなることが懸念されているという

通達が来ております。

資材の調達等価格の動向につきましては、現在全国的に不透明な状況にありまして、当面は中東情勢の推移を見ながら受注者との連携を密にし、資材調達の動向を注視していく状況でございますが、現在、本町のみならず、全国的に同様な状況にありまして、中東情勢とそれに絡みます資材供給の先行きが非常に不透明な状況にあります。

今後はですね、国の動向、資材の調達状況、経費の上昇など様々な要素を踏まえまして、工期、経費の面で変更が生じるおそれがある場合には、適宜、議会には説明させていただきながら事業を進めてまいりたいと考えております。

議 長 よろしいですか。ほかにございますか。

質疑が終わりましたので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第38号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員。よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第39号 令和8年度山北町立小中学校体育館空調設備整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。
町長。

町 長 議案第39号 令和8年度山北町立小中学校体育館空調設備整備工事請負契約の締結について。

令和8年度山北町立の小中学校体育館空調設備整備工事の工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

- 1、契約の目的。令和8年度山北町立小中学校体育館空調設備整備工事。
- 2、契約の方法。随意契約（公募型プロポーザル）。
- 3、契約の金額。一金、契約額1億5,994万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,454万円）
- 4、契約の相手。請負業者住所、千葉県市川市鬼高四丁目3番5号。請負

業者名、京葉ガスエナジーソリューション株式会社。代表取締役氏名、吉岡比呂志。

令和8年5月15日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、山北町立小中学校体育館空調設備整備工事請負契約の工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
こども教育課長

こども教育課長。

それでは、議案第39号 令和8年度山北町立小中学校体育館空調設備整備工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、予定価格が5,000万円以上の工事または製造の請負については、議会の議決が必要となることから提案するものです。

本整備工事につきましては、令和8年度山北町立小中学校体育館空調設備整備工事を公募型プロポーザルで行いましたところ、1社の参加があり、4月22日の整備工事受注者審査会において、千葉県市川市に事業所があります京葉ガスエナジーソリューション株式会社が1億5,994万円で優先交渉権者に決定されました。

工期につきましては、本議会において御承認をいただき次第となりますが、本日、令和8年5月15日から令和8年12月25日まで。

工事概要につきましては、川村小学校及び山北中学校のそれぞれの体育館にガスヒートポンプ方式の室内機を12台、室外機を3台、職員室内に管理用リモコン、配管工事を施工するものです。

なお、現在落札業者と仮契約を締結しており、議会の議決後に本契約となるものです。

説明は以上となります。

議 長

説明が終わりましたので、議案第39号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

7番、富田陽子議員。

7 番 富 田

7番、富田です。この議案の契約方法は随意契約公募型プロポーザルなんですけど、先ほどの長寿命化改修工事だと一般競争入札だったと思うんですが。

この契約方法の違いを、なぜ違うのか説明願います。

議 長

こども教育課長。

こども教育課長

長寿命化につきましては、通常的一般競争入札で実施させていただきましたが、このたびの空調設備の工事につきましては、国の国庫の補助事業、学校施設環境改善交付金を活用した事業となります。

本事業につきましては、標準的な事業の手法としまして、教育活動への影響を抑制し、速やかに整備するための手法として、設計・施工一括発注方式が挙げられております。本町もこれらを採用することとし、また施工の円滑さを求める上で一定の実績が必要と思われまますので、それらを評価点に含めた公募型のプロポーザルを採用させていただいたものでございます。

議

長

よろしいですか。ほかにございますか。

5番、石田照子議員。

5番石田

5番、石田でございます。御説明をいただいたんですが、室内機、室外機12台ずつというような御説明いただきましたけれども。この効果を高めるためには、やはり体育館ですから、空調設備を置くだけではなくて、そのほかの工事が必要になると思うんですけども。その辺りもこの工事の中に入っているのでしょうか。

議

長

こども教育課長。

こども教育課長

このたびの国の空調設備整備工事臨時特例交付金につきましては、断熱性確保工事を令和15年度までに実施することが要件となっております。

空調設備の工事設置後に体育館の断熱性の状況等調査・分析を行いまして、屋根や外壁面、建具等の断熱化確保工事を実施する予定でございます。

議

長

よろしいですか。ほかにございますか。よろしいでしょうか。

質疑が終わりましたので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議

長

御異議ないので、議案第39号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(挙手全員)

議

長

挙手全員。よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第40号 令和8年度学習者用G I G A端末物品購入契約の締結についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第40号 令和8年度学習者用G I G A端末物品購入契約の締結について。

令和8年度学習者用G I G A端末の物品購入契約を次のとおり締結するものとする。

1、契約の目的。令和8年度学習者用G I G A端末購入。

2、契約の方法。随意契約（神奈川県共同調達）。

3、契約金額。一金、契約額1,919万1,700円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額174万4,700円）。

4、契約の相手。請負業者住所、横浜市中区伊勢崎町一丁目4番地1。請負業者名、株式会社有隣堂。代表取締役氏名、松信健太郎。

令和8年5月15日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、学習者用G I G A端末の物品購入契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 それでは、議案第40号 令和8年度学習者用G I G A端末物品購入契約の締結について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、予定価格が700万円以上の財産の取得または処分については、議会の議決が必要となることから提案するものです。

本件、令和8年度学習用G I G A端末物品購入につきましては、県内自治体で構成される神奈川県公立学校情報機器共同調達協議会が、令和8年2月12日に開催しました共同調達プロポーザル審査会において1社の参加があり、株式会社有隣堂が代表事業者となります、かながわ教育環境整備共同事業体が1,919万1,700円で優先交渉事業者に決定されました。

契約期間は、本議会において御承認をいただき次第となりますが、本日、令和8年5月15日から納期限の令和8年8月28日まで。

調達の機器の概要につきましては、川村小学校の児童及び教職員のタブレット端末、タッチペン、学習教材用コンテンツ、端末管理用ソフト、初期セットアップ作業が365台分。それから、現行G I G A端末の引取り、データ消去、廃棄が含まれております。

台数の内訳は341台が児童用、24台が教職員用となりまして、児童用341台の15%に当たる44台は予備機となります。

なお、現在落札業者と仮契約を締結しており、議会の議決後に本契約となるものです。

説明は以上となります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第40号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

8 番、府川輝夫議員。

8 番 府 川 導入したときのちょっと記憶が定かじゃないもので、改めてちょっと確認というか質問させていただきますけれども。

これは小学校の今お話しした365台分、小学校の分を変えるよということですけども。耐用年数は4年か5年だと思うんですけども、その耐用年数の経過に伴うということによろしいのか。

そして、例えば、普通リースの場合だとね、再リースだとかがあって、これは一括多分購入してということなんですけれども。先ほど中細かい説明の中で廃棄するもののデータを初期化するみたいなことも言われたんですけども。そのパソコン、タブレットはまだ使える。通常だと使えて、さっき言ったように再リースするか、あるいは下取り価格として取っていただくようなのが一般小契約かなと思うんですけども。それについてちょっと説明をお願いしたいと思います。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 まず、今回の更新についてはですね、耐用年数に基づくものとなります。

令和2年度、令和3年度と川村小学校、山北中学校にそれぞれですね、学習用端末のほうを審査導入させていただきましたが、こちらにつきましては国からですね、パソコンやタブレット端末、I C 端末につきましてはバッテリーがおおむね3から5年で劣化するため、I C T機器の耐用年数は四、五

年とされております。またですね、通常のパソコン同様に、長期間の利用により故障リスクも懸念されております。

またですね、将来的なAIなどの技術進化に対応する必要があり、令和3年度に導入しました小学校用タブレット端末を令和8年度に更新するもので、令和9年度には令和2年度に導入しました中学校端末の更新を予定しております。

また、今回もですね、回収なんですけども、こちらにつきましてはデータの消去ではなく、溶解、焼却処分になります。こちらはですね、今回のプロポーザルの中に入れておりまして、国のほうで定められておりますリサイクル法に基づきまして認定の事業者が行うものです。この際ですね、現行の端末のほうを引き上げていただいて、溶解処理をした後、破壊証明が出ます。

基本的にはですね、今回、通常のパソコンであれば四、五年以上使う方も御家庭ではあられますけども、国の指針の中で更新という形で計画をさせていただいたところがございます。

議 長
8 番 府 川

8 番、府川輝夫議員。

廃棄マニフェストの中で正確に処分をすることによって、再利用はしないということは分かりました。

それとあとちょっとお聞きしたいのはですね、これもちょっと三、四年前の記憶がないものであれなんですけども。多分クラウドシステムでやっているというふうに記憶があるんですけども。そうすると、小学校の中にファイルサーバーとかネットワークサーバーがある仕組みなのか。例えば県統一でそういったものをどっかのデータセンターに持っている仕組みなのか。それはどんな仕組みだったか、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

議 長
こども教育課長

こども教育課長。

基本的にクラウドサービスですのでファイルサーバーではなく、ネットワークのほうで構築されております。学校側に設置されておりますのは充電のキャビネット、これが予備機でありますとか通常の保管用に設置されてございます。

議 長
8 番 府 川

府川輝夫議員。

パソコンじゃないから耐用年数がもっと長いというふうに理解をさせてい

ただ。そうするとネットワークサーバーは更新を今しなくてもいいということですよ。分かりました。

それとですね、最後にOSだとかですね、ソフトウェアは当然継続されていると思うんですけども、その辺がどうなのか。

3件しか質問できないものでついでにね。それと、株式会社有隣堂が代表事業者として契約ということですけども、代表事業者ということで有隣堂はパソコンの主たる、何て言うんですか。要するにパソコン関係の中心となる業者ではないと思いますので。そうすると例えば、ハードウェアの調達をそっからまたするのではないかと思うんですけども。それが神奈川県共同調達という考え方でよろしいのでしょうか。

議 長

こども教育課長。

こども教育課長

まずOSでありますとか、内蔵されているソフトにつきましては、これはですね、今回の更新で新しく締結するものでございます。従来の端末につきましては5年間という中の縛りがありますので、一旦終了となります。

端末自体はですね、前回と同じレノボ製のですねChrome OSを導入したもので、そこで変わりがなく使える環境を整えております。

またですね、代表事業者の有隣堂の関係なんですけども、こちらはですね、今おっしゃられてましたように、実際はですね、例えばセットアップの作業でありますとか、学校への運用の導入につきましては、ICTの支援員をうちのほうで別事業で委託しておりますJMCさんのほうが担うところで、有隣堂につきましては調達の部分のところですよ。

こちらの説明させていただきました神奈川県公立学校情報機器共同調達協議会というのは、まずこの国の補助を受ける前提として、この調達会議の中で基金が設けられておりますので、こちらを活用することが国の補助要件となっております。代表事業者につきましては、あくまでですね、有隣堂、調達に関わる部分と運用に関わる部分の事業者、それから廃棄の部分ですね、これらを取りまとめたところが先ほど申しましたかながわ教育環境整備共同事業体となりまして、そのほかにも、すみません、ちょっと個別に名前を出せないんですけども、ほかにもこれに参画してる事業者があります。

議 長

よろしいですか。ほかにございますか。

質疑が終わりましたので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第40号を採決いたします。
原案に賛成者は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員。よって、議案第40号は原案どおり可決されました。
以上をもちまして、令和8年第1回山北町議会臨時会の議事日程を終了しましたので、閉会いたします。(午前11時33分)